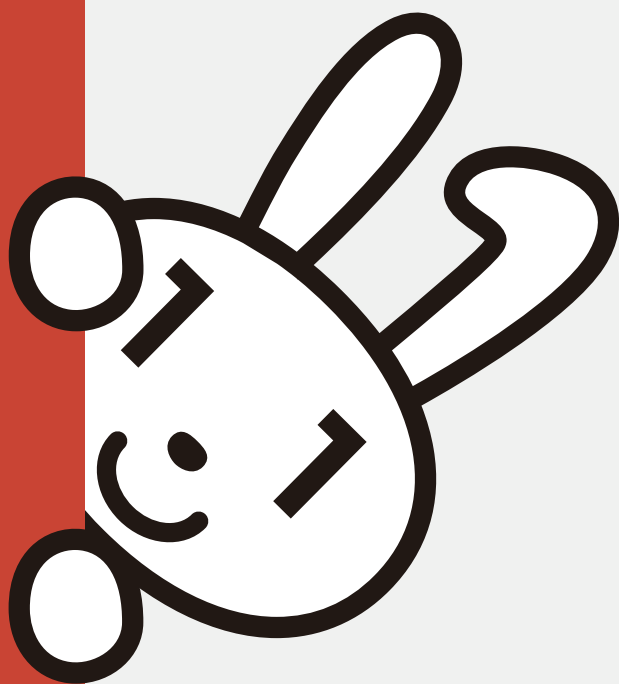


受付では、 マイナ保険証が 資格確認書を。

従来の健康保険証の有効期限は終了しました



医療機関・薬局の受付では、
マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、
マイナ保険証をお持ちでない方は
「資格確認書」をご提示ください。

マイナンバーカードをお持ちで、
マイナ保険証の利用登録がお済みでない場合、
受付時にご登録いただけます。

※ マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が
困難な方(ご高齢の方、障害のある方等)は、
保険者に申請いただくことで、資格確認書が交付されます。